

新多武峯と大織冠遷座について

—豊臣政権と霊宝に関するノート—

河内 将芳

はじめに

大和(豊臣秀長)大納言死去已後、多武嶺且々寺僧還住、但、寺領は前々の十物一也、是は此度大納言逝去の事、蒙大織冠之罰之由、時之人云之間、如此と云々、

これは『当代記』^①天正一九年(一五九二)条に記された記事である。

「大和大納言」とは、豊臣秀吉(羽柴秀吉)の弟として知られる豊臣秀長(羽柴秀長)のこと。その秀長の「逝去」が、「大織冠之罰」を蒙った結果だと「時之人」がうわさしていたことがここからは読みとれる。

いっぽう、「罰」をくだした「大織冠」といえば、中世では「大織冠破裂」^②という事象でも知られる、大和国多武峯寺(妙楽寺、現在の談山神社。以下では多武峯で統一)にまつられた霊宝、藤原鎌足の木像(大織冠神像)のことである。

その「大織冠之罰」と秀長の「逝去」とのあいだにどのような因果関係があったのかについて証明することなどはもちろん不可能な話である。がしかし、このように「時之人」にうわさされるような理由がまったくなかったのかといえ、そういうわけでもなかった。

というのも、秀長の居城のある郡山(大和郡山)には、天正一六年

(二五八八)四月に大織冠が多武峯から遷座(遷宮)させられたという事実が知られているからである。

この事実自体については、これまでも関心もたれ、さまざまところでふれられてきた。^③とくに永島福太郎氏の研究^④は、この事実にかかわる専論であると同時に、嚆矢として今も基本文献の地位をしめている。ただし、大織冠遷座の評価を「僧徒の勢力を剥奪する為のもの」というのは理解できるとしても、「その城下の都市発展に利用したものであることも想像出来る」とされているのはどうだろうか。

少なくとも残された史料からは、大織冠遷座が郡山城下町の発展に寄与したという形跡は見いだしにくいし、また中世では大織冠が不特定多数の人びとの信仰を集めるような存在ではなかったことを考えると、やはり別の理由をみつける必要がある。

そこで本稿では、現在知られる史料をあらためて時系列に追ってみることで、大織冠遷座という事象がもたらしたものが何であったのかについて考えてみたいと思う。そして、そのうえで冒頭にかかげた史料についても何らかの説明を加えることができればと思う。

一 新多武峯の成立

(1) 青蓮院門跡と多武峯

さて、残されている史料によるかぎり、ことの発端は、天正一三年（二五八五）四月二七日、青蓮院門跡尊朝が「多武峯政所法印」と「多武峯里院老僧中」に対して書状を送り、「当寺^{多武峯}繼目之朱印」を獲得するようはたらきかけたことにはじまる。

ここで青蓮院門跡が登場してくるのは、多武峯が大和国にあつて、山門延暦寺東塔無動寺の末寺であり、その無動寺を管轄していた青蓮院門跡^⑥が多武峯の「寺務」でもあつたためであるが、それとともに、尊朝の書状にも登場している「内府」（内大臣）こと、羽柴秀吉がいよいよ天下人としての名実（この年の七月二日に関白に任官）を整えつつあつたことも関係してしよう。

「繼目之朱印」とは、いうまでもなくこの秀吉による朱印状にほかならないが、このような動きは七月になつてもかわらず、七月八日には、秀吉側近の所司代玄以（前田玄以）^⑦に対しても尊朝は「多武峯領繼目之朱印」を申し入れている^⑧。

実は以上のような事実については、『大日本史料』第一一編にも関係史料がおさめられているにもかかわらず、不思議とこれまでの研究ではふれられてこなかった。その理由はさだかではないが、しかし時系列に史料を追ってゆくと、この青蓮院門跡の動きと大織冠遷座とは深く関係していると考えざるをえない。

そこでまず注目されるのが、この間、青蓮院門跡が多武峯に書状を送るにあたって、常に「政所法印」と「里院老僧中」（「里院御中」「老僧中」という二箇所に書状を送り、ともに「申触満寺」ることを要請している

点である。

この時期の多武峯の寺内組織については残念ながらあきらかにはされていないが、天台系の寺院組織一般から類推すると、満寺とは多武峯の寺僧集団全体のこと、また政所とは寺務執行機関、そして老僧とは老若によつて構成される衆徒のうち老衆を意味するのだろう。

したがつて、通常であれば、青蓮院門跡の意志や命令は政所を通じて、そこから衆徒、そして満寺へつたわるかたちとなつていたはずである。ところが、ここではそのようなかたちにはなつておらず、そのことから組織としての多武峯に何らかの問題が生じていた可能性が浮上してこよう。

実は、このように考えるのも、『多聞院日記』^⑩天正一三年閏八月二五日条につきのような記事を見いだすことができるからである。

一、多武峯嘜調敷、昨夕、弓・ヤリ^槍・テツハウ^{鉄砲}・具足・甲・大小刀、惣山ノ衆、悉以為進上持上、南大門ニ一夜明了、今朝悉持テ上了、兵力全不入天下平均ノ事也、

この史料は、これまで「僧兵鎮圧」や「刀狩」の事例として知られてきたものだが^⑪、しかしよくよく読んでみると、その文面からは秀吉やその政権によつて何らかの指示や命令がくだされた形跡の miralena ことがわかる。

また、そもそもこの時期、多武峯が秀吉と対決状態にあつたという事実も知られていない以上、この史料は、「多武峯嘜調敷」とみえることからわかるように、寺内で生じていた問題にかかわつて「嘜」＝調停が調い、その結果として弓以下の武具が「惣山ノ衆」によつて「悉以為進上持上」げられたと読むのが自然であろう。

もつとも、その「噯」が具体的にどのようなようにしておこなわれたのかについてまではさだかではないが、ただこれから一〇日あまりたった九月七日の『多聞院日記』の記事をみてみると、寺内で生じていた問題がどのようなものであったのか、多少なりとも手がかりが得られそうである。

一、多武峯去五日、悉以逃散相果了、如形老衆・行人残云々、

右からは九月五日に「惣山ノ衆」が「逃散」し、多武峯には「老衆・行人」ばかりが残ったことが読みとれる。書かれてあることといえば、ただそれだけのことはあるが、しかしここから逆に「逃散」したのが、「惣山ノ衆」のうち「老衆・行人」以外のものたちだったことがうきほりとなる。

ここで残ったのが老衆と記されている以上、「逃散」したものと私たちはこの老衆に対する若衆とよぶべき寺僧たちだったと考えざるをえない。したがって、この間、寺内で生じていた問題とは、衆徒を構成する老若をめぐるのであった可能性は高いだろう。

残念ながらその内容についてはわからないが、それにかかわって弓以下の武具が「進上」されたという以上、「兵力」をとまなう厳しいものであったことだけはまちがいない。

事実、それを裏づけるように、「多武峯春覚房弟子」で「九才」になる「今市加賀子藤若」が、「物念故、寺へ難上之間（多武峯）、「里へ下」っていたことなどが『多聞院日記』天正一三年閏八月二二日条には記されているからである。

(2) 多武峯の分裂

新多武峯と大織冠遷座について

ところで、若衆とよぶべき寺僧たちが「逃散」したのは、実は直接的には「噯」による結果ではなかった。というのも、閏八月一五日から九月五日までのあいだには、多武峯をめぐってつぎのような事態がおこっていたからである。

（天正一三年九月）
同三日、庚子、下向于和州、（自談山路錢五百足進上）依今度被移大織冠社之事歟、有談山衆徒訴訟之子細、勅使今出河晴季公参向、（路錢千疋、自談山進上）今夜於南都喜多院一宿、（今出川同宿）

（天正一三年九月）
同四日、郡山登城、井城外一見、
今度談山寺領被寄附六千石、井山上之坊舎悉以可被移之間、寺僧等可移住于麓之由、（秀吉）関白殿被命之、

これは『華頂要略』門主伝の^⑩記事であるが、これと同じものは『大日本史料』第一一編之二〇（天正一三年九月四日条）にもおさめられ、その網文には、「秀吉、大和多武峯ノ大織冠社ヲ、同国郡山ニ移築セシメントスルニ依リ、勅使菊亭晴季、青蓮院尊朝法親王ト共ニ、秀吉ヲ郡山ニ訪フ、秀吉、多武峯ノ坊舎ヲ郡山近辺ニ移サンガタメ、寺僧ヲシテ下山セシム」という説明も加えられている。

右の史料をみてみると、たしかに九月三日に青蓮院門跡尊朝と勅使の今出川晴季が大和国に下向したこと、そしてそれが「今度被移大織冠社之事」や「談山衆徒訴訟之子細」にかかわるものだったことが読みとれる。

また、翌四日には、「関白殿」＝秀吉によって「談山寺領」として六〇〇〇石が「寄附」されるとともに、「山上之坊舎」をことごとく移し、「寺僧等」もまた「麓」に「移住」するよう命ぜられたことも読みとれる。

る。

ただしかし、これもよくよく読んでみるとわかるように、この九月の段階では、史料のどこにも多武峯を郡山へ移築するとは記されていない。むしろ、「寺僧等」が「麓」へ移住するよう命じられていることからすれば、「大織冠社」も「山上之坊舎」もともに「麓」へ移すよう秀吉から命じられたと読むほうが自然であろう。

実はこの秀吉の命令に対応して、先の『多聞院日記』九月七日条でみられた「逃散」というできごとがおこったわけだが、それは老衆とのあいだに問題を生じていた若衆が「麓」への移住をよしとしなかったためであった。

このような事態に対して、秀吉とともにこの九月三日に大和国に入国したばかりの秀長も、九月六日付で山麓の「多武峯門前」に対して「多武峯之儀、関白様被仰出之旨、聊不可有相違候、自然非分申懸族これあらハ、速可申付候、寺内之儀、両門前預置之条、家道具等取散并於有火事者、可加成敗者也」と記した書状を出している。

ここからも多武峯を郡山へ移すとは秀吉が命じていなかったことがわかるが、翌九月七日にも秀長の家臣と考えられる渡辺彦左衛門尉が「たいしよくわんのみや、井二諸堂等、理ふちんにうちやふり候ともから候者、寺中としてからめとり、郡山へ可被越候」という書状を送っている。

大織冠や坊舎を麓に移築するにあたっては、当然混乱が予想されたであらうが、ただここでも「理ふちん」なおこないによって「たいしよくわんのみや」や「諸堂等」を「うちやふ」るようなものが出たならば、「寺中としてからめとり」郡山へ差し出すようにとはいっていても、大織冠や坊舎を郡山へ移築するようにはいっていないことには注意が必要だろう。

いずれにしても、このように秀吉や秀長は九月の段階では坊舎や大織冠を麓に移築するよう命じつつも、できるかぎり寺内（寺中）の自律性を尊重する姿勢をみせていたことがうかがえる。

だがしかし、およそ一ヶ月たっても事態はあまり変化をみせなかったようで、その結果、翌一〇月三日に秀長の重臣横浜一庵良慶がつぎのような書状を多武峯に送ることとなった。

当寺知行之帳渡し可申候間、早々慥之仁躰可有御越候、然者郡山近辺へ御寺可被成御引之由被仰出候間、此方坊舎御立候衆へ者、六千石を渡し可申候、無左衆へハ一切渡申間敷候間、可有其御心得候、恐惶謹言、

（天正一三年）
十月三日

横浜一庵

良慶（花押）

多武峯御中

実はここでようやく「御寺」を「郡山近辺」へ「御引」の話が出てくるわけだが、ここからは「此方」（郡山近辺）に「坊舎」を建て、移住する寺僧たちには「六千石」の「知行之帳」を渡すいっぽうで、「無左衆」へは一切渡さないという二者選択をせまることで多武峯の存続にかかわる最終的な決断をうながしたことが読みとれる。

それは同時に、自律性の失われた多武峯寺内そのものを空間的に移動させることによって、その回復をはかろうとする秀吉や秀長らの強い意志も感じさせよう。

その結果、多武峯は、郡山の「新多武峯」（新峯、新寺）と故地の多武峯（本峯、本寺、古寺）とに分裂することとなるわけだが、ここで注目されるのは、この間、多武峯にかかわって活発な動きをみせていた青蓮院

門跡尊朝の反応であろう。

というのも、『華頂要略』門主伝をみるかぎり、一連の事態に対して尊朝が不快感を示したという形跡は読みとれず、むしろ、天正一四年（二五八六）以降にはしばしば郡山へ出向き、「新多武峯社井本坊等令見物」（四月六日条）といった動きをみせていることからもうかがえるように、今回の事態を歓迎しているようにもみうけられるからである。

このことからうきほりになるのは、この間多武峯にかかわって動きをみせていた尊朝がいだいていた懸念というのが、この時期に衆徒間に生じていた問題が「兵力」をとまなう大騒動となり、それをきっかけに秀吉によって攻撃されたり、破却されたりしてしまうことになった点である。

それを避けるため、尊朝は四月の段階から「継目之朱印」の獲得を多武峯寺内にはたきつづけてきたわけだが、いかんせんその意志はうまく伝わらず、その結果、郡山への移築という事態になりはした。

しかし、それでも攻撃されたり、破却されたりもせず、六〇〇〇石の知行があたえられたうえ、その存続がゆるされたことはやはり歓迎すべきことだっただろう。しかも、これまでとは違って、新多武峯に移住する寺僧たちは寺務である青蓮院門跡に対しても従順であったと考えられるから、なおさらのことであった。

近年、京都の寺社の事例を通して、豊臣政権の寺社政策の基調が、「門跡など寺社の頂上部を掌握することと、既存の秩序回復」にあったことが伊藤真昭氏によって指摘されている。¹⁶⁾

多武峯の場合、秀吉や秀長が青蓮院門跡を掌握しようとしていたのかどうかはわからないが、尊朝の動きやその反応をみるかぎりでは、今回の事態がかならずしもその意向を無視したものでなかったことはあきらかだろう。

しかも、尊朝とともに下向してきた勅使の今出川晴季の役目もまた、

「一山僧俗法度以下可被改定事」を「從殿下被加下知候様、青蓮院相談」¹⁷⁾ するようにという正親町天皇の命を伝えることにあった以上、天皇の意向も尊朝のそれと一致していたことが知られる。

これまでの研究はこのような点をみのがしたまま、多武峯の郡山移築を秀吉や秀長による弾圧的な処置ととらえてきた。たしかに大和国へは「秀吉兄弟、上下五千程ニテ被入訖」ということであつたので、直接的なものではないとはいえ、多武峯衆徒が軍事的な威圧を感じなかったわけではなかっただろう。がしかし、それをとりたてて根拠もなく弾圧ととらえる見方にはやはり検討の余地があるだろう。

いずれにしても、このようにして郡山に新多武峯が成立することになったわけだが、ただ実際には大織冠も坊舎もこの年に移築されたものではなかった。

それでは大織冠や坊舎は具体的にどのようにならへ移築されることになったのだろうか。つぎにそれをみてゆくことにしよう。

二 大織冠の遷座

(1) 大織冠社と坊舎の造営

ところで、『談山神社文書』には、天正一四年（二五八六）正月一日の年紀をもつ、つぎのような起請文が残されている。

掟条々

- 一、今般大織冠社、到部山可有御遷宮、付而三輩一味同心之事、
- 一、大織冠御新社造営之間、聊以無疎略、可有馳走事、
- 一、三輩各衆列之儀、無退幅不被漏評定、到部山万可有馳走、万

一於随意者、及其期可有訴訟事、
敬白

天爵起請文事

右条々趣、於相背者、梵天・帝尺・四大天王・日本国中大小神祇、
殊別者、大織冠大明神、御爵・冥爵、各可被蒙者也、仍起請文如件、

天正十四年正月十一日

良賀

政存 (花押)

良英

清純

豪賢 (花押)

証藝

(中略)

祐誉 (花押)

英誉

繼運 (花押)

豪算 (花押)

真尊

頼弘 (花押)

ここにみえる「三輩」というのは、中世では「三輩之衆儀」¹⁹ともみられることから、多武峯においてもつとも高度な意志決定をおこなう僧侶集団であったと考えられる。

具体的には、起請文の最後に二人ずつ三段に分けてその名が列記された面々がその「三輩」であるが、ここで注目されるのは計三六名におよぶ僧侶たちのうち、花押を据えているのが全員ではなく、二一名にとどまっているという点である。

この二一名が郡山に「坊舎御立候衆」だったのかどうかはさだかではないが、かりにそうだったとしても、「三輩」においてもなお郡山への移住に難色を示すものたちがいたことだけはまちがいないだろう。

逆からみれば、それだからこそ「三輩」で起請文を書かなければならなかったわけだが、ただ右の起請文からでは、大織冠社や坊舎の造営のようすまでは読みとれない。そのようすは、『華頂要略』門主伝にわずかながら伝えられているので、それをみてゆくことにしよう。

『華頂要略』門主伝によれば、まず天正一四年四月一日条に「今度談山大織冠社并門本坊以下諸坊舎悉移於郡山被造営云々、宰相秀長卿沙汰云々」とあり、このころには大織冠社と坊舎の造営がはじまり、それを秀長が沙汰していたことが知られる。

郡山への移築とはいっても、その造営は多武峯や青蓮院門跡がおこなうのではなく、豊臣政権がおこなうものであったことがわかるが、工事は急ピッチですすめられたようで、尊朝も四月六日に「和州郡山下向」、七日には「新多武峯社并本坊等令見物」し、その後も五月一七日に「新多武峯作事令出来」、六月朔日にも「新多武峯周備」との報告をうけている。

また、七月一六日にも尊朝は「下向郡山」しており、「新多武峯諸宮殿周備」のさまを目にするだけではなく、八月二八日ごろからは「下向新多武峯」といった記述をしばしはじめていたので、寺観もかなり整いつつあったことがうかがえる。

実際、それを裏づけるように、九月二日に尊朝は「新造本坊」において「為秀長卿息災祈、始修不動護摩」しているし、また一二月七日にも「下向新峯」して、「自大和中納言賜百石之領地、同十八日從一庵被渡水帳」と記しているからである。

以上のことから、おおよそこのころには坊舎のほうは完成していたと考えられるが、そのいっぽうで大織冠が遷座する大織冠社の造営のほうはずづけられた。というのも、『華頂要略』門主伝によれば、天正一五年（一五八七）一月に「新峯大織冠社造営成就云々」と記されているからである。

この間、おおよそ一年におよぶ時間の開きがあるが、その理由についてはさだかではない。ただ、このように新多武峯の坊舎が完成をみてもお一年あまり大織冠が多武峯にあったため、先にもふれたように、新峯

(新寺、新多武峯)と本峯(本寺、古寺)との分裂状態が出現することとなった。

結局のところ、大織冠の遷座は翌天正一六年(二五八八)四月に実行されるが、それにしてもなぜ大織冠の遷座がこのように後まわしにされたのであろうか。また逆に、なぜこの時期に遷座は実行されたのだろうか。そこにはそれなりの理由があったと考えられるが、ここで気にかかってくるのが秀長の病氣のことである。

(2) 秀長の病氣と大織冠

よく知られているように、秀長は、秀吉に先立つこと天正一九年(一五九二)正月二二日に五一歳で病死するが、それにかかわる病氣が史料のうえにあらわれるようになるのは天正一五年(二五八七)十一月のことである。

それは『多聞院日記』一月晦日条に、「大納言(秀長)殿煩大事トテ、今晚郡山内衆悉以見廻上洛云々とみられるからだ。このときは「大納言殿煩無殊儀云々」と『多聞院日記』二二月五日条に記されているので、心配した以上には大事にいたらなかった。ただし「郡山内衆」のようすからみて、病氣そのものはこれ以前より秀長の体をむしばんでいたと考えてよい。

そう考えてみると、先にもふれた天正一四年(二五八六)九月二日に尊朝が新多武峯の「新造本坊」で「為秀長卿息災祈、始修不動護摩」していたことも気にかかる。不動法といえば、除病・延寿の息災法として知られる修法だからである。

また、これ以後にも、天正一五年五月二七日に「為郡山城中静謐祈、於新峯本坊、修護摩供并大般若経読誦」、また天正一六年(二五八八)正

月二〇日にも「於新峯本坊、修護摩」するなど、新多武峯本坊での尊朝による祈禱や修法の記事を『華頂要略』門主伝には散見できる。

もちろん、いずれの記事にも秀長の病氣平癒と明記されているわけではないが、ただ尊朝が京都から新多武峯にわざわざ下向して祈禱や修法をおこなっているところからみて、秀長にかかわるものであったと考えるのが自然だろう。

実は、大織冠遷座はそのようななかで実行に移される。その具体的なようすについても、『華頂要略』門主伝にくわしいが、それによれば、天正一六年三月二四日、「談山文殊院」が「談山大明神遷宮之事注進」、それをうけて翌二五日に尊朝が参内して「依遷宮長者宣之事、奏聞」し、二六日に出された論旨を「則渡文殊院」したことが読みとれる。

そして、それから数日後の三〇日に今度は長者宣が出され、それが「從玄以法印、到来」したので、四月朔日に「文殊院持長者宣、今日帰峯」、二日には尊朝自身も「新峯下向」し、三日の「未剋許、從談山、大織冠靈像奉遷於郡山新造殿」られたこともわかる。

ちなみに、このときに出された論旨も長者宣もともに『談山神社文書』に残されているが、そのうち長者宣とは具体的につぎのようなものであった。

来月三日、至于郡山大織冠遷宮之事、弥可奉抽国家安全懇祈者、長者宣如此、悉之以状、

天正十六年三月卅日

(中御門宣奉)
右中弁(花押)

多武峯衆徒中

この長者宣が出されたことによって、「来月」即ち四月三日に郡山への大織冠遷座が決定されたわけだが、ここで注意しておく必要があるのが

この長者宣をいったいだれが出したのかという点である。

というのも、一般に長者宣といえ、藤原氏長者の宣を意味するはずだが、ここではそれを「玄以法印」、つまり秀吉側近である所司代玄以が尊朝のもとへもたらしているからである。

この点について、山口和夫氏は、今回の長者宣が「藤原氏長者を包摂した豊臣氏長者」として秀吉によって出されたという理解を示している。山口氏は、この年正月にも秀吉が春日社の正預職を長者宣で補任したとしており、それが事実であるならば、今回の長者宣もまた秀吉によって出された可能性は高いだろう。

したがって、このときに大織冠遷座を実行させたのは、実は秀長ではなく秀吉だったことがあきらかとなるが、さらに注目すべきは、ここでもまた青蓮院門跡の関与があった点で、これらのことを考え合わせてみると、この時期に実行された大織冠遷座と秀長の病氣とのあいだに何らかの関連があったと想定するのがやはり妥当だろう。

もともと、中世において大織冠が除病や延寿にとくに靈驗あらたかであったというようなことは知られていない。が、ここで思いおこさなければならぬのが冒頭に引用した『当代記』の記事の存在である。

そこでは、秀長が「逝去」したのは「大織冠之罰」を蒙った結果だと「時之人」がうわさしていたと記されていた。しかし実はこれと似たような話は秀長が亡くなる前からあった。

一、多武峯大織冠、来十八日寺へ還御、新社カリ番匠大勢召寄、

作事知行ハ一万五千石、先年ノ如指出被返付、当年ハ米ニテ物成

六部ノ通り被渡置之、以之外御夕、リノ子細在之故云々、

右は『多聞院日記』天正一八年（一五九〇）二月一五日条の記事で

あるが、これによれば、「以之外御夕、リノ子細在之故」、大織冠がふたたび多武峯に「還御」し、帰座することになったということが読みとれる。

いっぽう、『談山神社』に残される史料によれば、右の記事とは異なり、つぎのような理由で豊臣政権は大織冠を帰座させようとしていたことがあきらかとなる。

今度宿願意趣者、大和納言秀長卿、当病於本復者、太織冠如先々、可為御帰山并寺領等可致寄附条、祈念事、可被抽精誠之状如件、

天正十八年十月吉日

秀次（花押）

多武峯惣山中

ここでなぜ秀吉ではなく、豊臣秀次（羽柴秀次）が右のような文書を出したのか、その理由はさだかではないが、ここからは秀長の「当病」の「本復」とひきかえに寺領の寄附と大織冠の「帰山」をおこなうと豊臣政権が「多武峯惣中」に伝えていたことが知られよう。

もちろんこの場合、大織冠の遷座ということがなければ帰座を条件に右のようなことをおこなうことは不可能なわけだが、しかしここで注意しなければならないのは、「罰」にしても「タ、リ」にしても、いずれもそれらは結果としてのみ語られるものであったという点である。

当然のことながら、「罰」や「タ、リ」を期待して大織冠の遷座がおこなわれたとは考えられないからであり、むしろこのことから逆に、秀吉やその政権は帰座させることと同様の効果を遷座にも期待していたということがうきぼりになってこよう。

その意味では、「罰」や「タ、リ」というのはその期待の大きさの裏返しとすべきものであり、そのことがあったため、冒頭に引用した

『当代記』が伝えるように、「寺領は前々の十物の一」に減らされる結果にもなったのであった。

三 大織冠と善光寺如来 — おわりにかえて —

以上の検討から、本稿では大織冠遷座の背景に秀長の病氣「本復」に対する秀吉やその政権の期待があったと考えるわけだが、実はそのように考えるにあたって常にその念頭にはある有名な事実があった。

その事実とは、この数年後、慶長二年（一五九七）七月に秀吉によっておこなわれた京都の東山大仏殿への善光寺如来遷座というものである。

このときの遷座は、直接的には前年の文禄五年（一五九六）閏七月の大地震によって大破した大仏のかわりとして、当時、信濃国から甲斐国に移されていた善光寺如来を大仏殿へ遷座させたものだったが、注目されるのは、ここでもまた『当代記』慶長三年（一五九八）条につきのような記事がみられる点である。

八月十六日、善光寺如来俄下向、町伝に信州本善光寺正送之、路次中にて脇仏は散々の体也、此善光寺如来上り給て後、太閤無程病氣秀吉之間、不吉之兆とて如斯、

大織冠の場合はおよそ三年間、郡山へ遷座したが、善光寺如来の場合にはさらに短く、わずか一年たらずで帰座した。そしてそのこともまた、秀吉の病氣にかかわる「不吉之兆」としてとらえられていたことがここからは読みとれる。

ただし、「善光寺如来上り給て後、太閤無程病氣之間」とされているのは、秀長のときの「罰」や「タ、リ」と同様、結果として語られている

るものであり事実ではない。というのも、『当代記』自身が伝えているように、秀吉は「物別、未年（文禄四年）より常御惱氣」だったからである。

したがって、このことから秀吉の病氣と善光寺如来遷座とのあいだにも深い関係があったと考えられるわけだが、さらに興味深いのは、大織冠が帰座した天正一八年二月二十八日②からまもなくの天正一九年（一九二）正月二二日に秀吉が亡くなったのと呼応するかのようになり、善光寺如来が帰座した直後の八月一日に秀吉もまた亡くなっているという事実の符合である。

一見すると、これらのことは偶然のようにもみえるが、おそらくはそうではなく、秀長の場合でいえば、すでに天正一八年一〇月ころには「ハヤ今暁秀長ハ死去」といわれるほど病状が悪化し、また秀吉の場合も、「六月二日より御不例、御腰不立」という深刻な病状にあったことを考え合わせれば、大織冠の帰座も善光寺如来の帰座もともに意識的におこなわれたとみるのが自然だろう。

そして、その目的とは、先にみた秀次の文書からもあきらかなように、「当病」の「本復」をおいてほかにはなく、しかもともにその病状から考えて、いわば奇跡がおこることを期待していたといえるのだろう。

もちろん、秀長の病氣にしても、秀吉の病氣にしても、その平癒を祈願する祈禱や修法が頻繁におこなわれていたことは、この時期の記録にも散見できるので、大織冠や善光寺如来の遷座のみに期待していたわけではなかっただろう。

しかし、「罰」や「タ、リ」をおこすほどの霊力をもつ大織冠や善光寺如来といった霊宝に対しては、祈禱や修法をおぎなう別の効力が期待されていたのではないだろうか。

その点で興味深いのが、秀吉の場合、大仏殿に移されたのが実は善光

寺如来だけではなかったという事実である。

此春、奥州平泉中尊寺一切経伏見^江被召上、如来堂に被置、是
清衡・基衡^{藤原}・秀衡^{藤原}三代之中に所書写之経有三部、十月本国被返下、

これもまた『当代記』慶長三年条の記事であるが、ここからは奥州藤原氏の発願によつて書写された、いわゆる「中尊寺経」(「紺紙金銀交書一切経」)も「如来堂」(＝大仏殿、善光寺如来が遷座しているあいだは大仏殿はこう呼ばれた)へ移され、秀吉の死後、一〇月にかえされたことが知られる。

この事實は、『義演准后日記』^⑩でも確認でき、同記慶長三年六月八日条には「奥州ヨリ先度被仰付一切経二部、伏見ニテ参著云々」と記され、「中尊寺経」「二部」が、『当代記』のいうように「此春」ではなく、実際には秀吉が亡くなる二ヶ月前の六月に移されたことがわかる。

時期的なことから考えても、この「中尊寺経」もまた善光寺如来と同じような霊力を期待された可能性は高いだろう。

おそらくはこれ以外にも大仏殿に移された霊宝というのはあったと考えられるが、現在のところはそのすべてを確認するにはいたっていない。ただ、大仏殿に移されたこれら霊宝の特徴としては、いずれもが短期間でかえされているということ、つまりはコレクションを目的としたようなものではなかった点があげられよう。

ここからも、それらに期待されたものが、それら自身がそなえる霊力や、あるいは遷座といった移動にもなっておこりえるであろう、特別な力にあつたことがうかがえる。

このような豊臣政権と霊宝といった視覚からの研究というのは、これまでほとんどなかったと思われるが、その点では本稿での考察もいまだ仮説の域をこえない。したがって、今後、残された史料を精査しつつ、

たとえば大仏殿に移された霊宝をひとつでも多く確認することができればと思うが、あるいはそれらがある程度のかたまりとなったとき、本稿で検討した内容についてもより広い視野から考察をし直す必要が出てくるかもしれない。

いずれにしても今後の課題としなければならぬ点のほうが多いといわざるをえないが、そのことを確認して、ひとまず本稿のおわりにかえたいと思う。

注

- ① 統群書類従完成会刊本。
- ② 黒田智『中世肖像の文化史』(ペリかん社、二〇〇七年)。
- ③ 奈良県編『大和志料』下(奈良県教育会、一九一五年)、『桜井市史』上巻(奈良県桜井市、一九七九年)。
- ④ 永島福太郎「多武峯の郡山遷座について」(『大和志』第三卷一号、一九三六年)。なお、同『奈良文化の伝流』(目黒書店、一九五一年)でも「郡山の繁栄策」(四九二頁)、「城下町郡山の発展に資する」(四九二頁)というように、同じような見解が示されている。
- ⑤ 『華頂要略』多武峯雜記(『大日本史料』第一編之一五、天正一三年四月二七日条)。
- ⑥ 下坂守『中世寺院社会の研究』(思文閣出版、二〇〇一年)。
- ⑦ 伊藤真昭『京都の寺社と豊臣政権』(法藏館、二〇〇三年)によれば、史料には「玄以」としか出てこないとされている。
- ⑧ 『華頂要略』多武峯雜記(『大日本史料』第一編之一七、天正一三年七月八日条)。
- ⑨ 寛正八年七月日付多武峯寺法度条々(『談山神社文書』三六二号)に「老若」の存在が確認できる。
- ⑩ 増補統史料大成。
- ⑪ 注④永島氏前掲論文、辻善之助『日本仏教史 第七卷 近世篇之一』(岩波書店、一九五二年)、藤木久志『豊臣平和令と戦国社会』(東京大学出版会、一九八五年)、同『刀狩り―武器を封印した民衆』(岩波新書、二

- 〇〇五年)。
- ⑫ 大日本仏教全書。
- ⑬ 『願泉寺文書』(『大日本史料』第一編之二〇、天正一三年九月四日条)。
- ⑭ 『談山神社文書』(『大日本史料』第一編之二〇、天正一三年九月四日条)。なお、談山神社刊書奉賛会編『談山神社文書』(星野書店、一九二九年)と談山神社文化財調査委員会編『談山神社文化財目録美術工芸・文書編』(談山神社、一九九二年)も参照とした。
- ⑮ 『談山神社文書』(『大日本史料』第一編之二一、天正一三年一〇月三日条)。
- ⑯ 注⑦伊藤氏前掲『京都の寺社と豊臣政権』参照。
- ⑰ 『華頂要略』多武峯雜記(『大日本史料』第一編之一九、天正一三年閏八月二五日条)。
- ⑱ 『多聞院日記』天正一三年九月三日条。
- ⑲ 寛正八年七月日多武峯寺法度条々(『談山神社文書』三六二号)。具体的には、天文二〇年三月一〇日付三輩衆儀事書(『談山神社文書』二七三号)のようなものも残されている。
- ⑳ 『談山神社文書』二九四号には、天正一四年二月一〇日付で「新峯同宿分別預人数写」と端裏書された文書も残されている。
- ㉑ この点については、注④永島氏論文でもふれられている。
- ㉒ 『談山神社文書』四〇号。
- ㉓ 山口和夫「統一政権の成立と朝廷の近世化」(山本博文編『新しい近世史 1 国家と秩序』新人物往来社、一九九六年)。
- ㉔ 『談山神社文書』七三号。
- ㉕ この事実については、西山克「王権と善光寺如来堂」(『古代・中世の信濃社会 塚本学先生退職記念論文集』銀河書房、一九九二年)にくわしい。
- ㉖ 『華頂要略』門主伝、天正一八年二月二八日条。『多聞院日記』天正一八年二月一八日条。
- ㉗ 『舜旧記』(史料纂集)慶長三年八月一八日条、『当代記』慶長三年条。
- ㉘ 『多聞院日記』天正一八年一〇月二〇日条。
- ㉙ 『当代記』慶長三年条。
- ㉚ 史料纂集。
- ㉛ 黒田智「信長夢合わせ譚と武威の系譜」(『史学雑誌』第一一編六号、二〇〇二年)によれば、大仏殿には後北条氏から掠奪した「五百羅漢像」も安置されていたという。

(奈良大学文学部准教授)